東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業環境安全委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業環境安全委員会 (以下「環境安全委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を 定め、もって東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業について、住民代表、 行政、専門家及び日本環境安全事業株式会社が、事業運営に関する情報を共 有し、相互に意見交換をすること等により、安全で信頼される事業推進を図 ることを目的とする。

(討議事項)

- 第2条 環境安全委員会は、次の各号に掲げる事項について討議する。
 - 一 東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設(以下「東京PCB廃棄物処理 施設」という。)の操業に関する事項
 - 二 東京 P C B 廃棄物処理施設に係る環境の調査に関する事項
 - 三 前各号に掲げる事項のほか、東京PCB廃棄物処理施設の安全の確保及 び生活環境の保全に関する事項

(環境安全委員会)

- 第3条 環境安全委員会は、住民代表、専門家、江東区、東京都等で構成する 15名以内の委員をもって組織する。
- 2 環境安全委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員会には、委員長が指名する副委員長を置くことができる。

(委員)

- 第4条 委員は、日本環境安全事業株式会社社長が委嘱する。
- 2 委員の任期は2年とする。

(招集等)

- 第5条 環境安全委員会の開催は、委員長が日本環境安全事業株式会社と協議 のうえ招集する。
- 3 日本環境安全事業株式会社は、環境安全委員会における第2条各号の討議 内容を踏まえ、適切に対処するとともに、その結果について環境安全委員会 に報告するものとする。

(活動状況の公開)

第6条 環境安全委員会は、その活動状況に関する情報を住民に対し公開するものとする。

(雑則)

- 第7条 環境安全委員会の事務局は、日本環境安全事業株式会社東京事業所に 置く。
- 2 この要綱に定めるもののほか、環境安全委員会の議事運営上必要な事項は、 委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月26日から施行する。